

# 日本映画テレビ照明協会会則

## 第1章 名称・目的

- 第1条 本会は日本映画テレビ照明協会という。事務所（以下本部と呼ぶ）を東京都新宿区西新宿 6-12-30 芸能花伝舎 3-6 に置く。
- 第2条 本会は主として、映像照明に携わる照明技術者及び関連者を以って構成する。
- 第3条 本会は、照明技術の前進と社会的地位ならびに生活の向上および会員相互の親睦を図り映像文化の発展に寄与する。
- 第4条 本会はこの目的を達成するため、次の活動を行う。
- ① 技術研究及び教育・伝承
  - ② 照明技術賞・協会賞・伊藤幸夫賞その他の表彰
  - ③ 協会誌・会報その他の出版
  - ④ 会員の共済及び交流
  - ⑤ 関係団体との交流
  - ⑥ その他目的達成に必要と認められる活動

## 第2章 会 員

- 第5条 本会は第2条に定める照明技術者及び関連者を以って正会員とする。
- 第6条 本会の目的に賛同し、維持に協力する法人、団体を以って維持会員とする。
- 第7条 本会の目的に賛同し、活動に助力する個人を以って賛助会員とする。
- 第8条 本会の活動および照明技術の発展に特に功労のあった正会員で役員会が推薦し総会に於いて承認された個人を顧問、常任顧問とする。なお、顧問、常任顧問に対して本会は助言を求めることがある。
- 第9条 （名誉会員の名称を廃止したため、第9条は削除した。）
- 第10条 会員の入会手続き、会費の規定は別に定める。
- 第11条 本会員に次の行為があったときは審査委員会を設け役員会の承認を得て除名することができる。
- ① 本会の名誉を著しく傷つけたとき。
  - ② 本会の活動を妨げる行為があったとき。
  - ③ 会費の滞納が長期にわたり、その催告に応じないとき。

### 第3章 会 議

第12条 本会の会議は総会、三役会、役員会とする。

第13条 総会は定期総会、臨時総会とする。

- ① 定期総会 毎年会計年度終了後2 カ月以内に開催する。
- ② 臨時総会 役員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開くことができる。

第14条 総会における決議事項は次の通りとする。

- ① 経過報告
- ② 運動方針
- ③ 予算および決算
- ④ 役員承認
- ⑤ その他必要と認める事項

第15条 総会は、正会員の過半数以上（委任を含む）の出席を以って成立し第49条第54条に定める条項以外の議事は出席者の過半数以上の賛同により決定する。可否同数は議長採決とする。

第16条 役員会は総会までの決議機関とし、諸問題の審議に当る。

### 第4章 役 員

第17条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 事務局長 1名
- ④ 事務局次長 若干名
- ⑤ 理 事 若干名
- ⑥ 会計監査 2名
- ⑦ 名誉会長 1名

第18条 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計監査、理事、名誉会長の選出は役員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。

第19条 役員の任期は2年とし留任は妨げない。また役員に欠員が生じたときは役員会が後任者を決定する。任期は前任者の残期間とする。

第20条 役員の分掌を次の通りとする。

- ① 会 長 本会を代表し会務を統轄する。
- ② 副 会 長 会長を補佐し日常会務を掌る。
- ③ 事 務 局 長 事務局を統轄し会務を掌る。

- ④ 事務局次長 事務局長を補佐し日常会務を掌る。
- ⑤ 理事 総務、経理、技術、出版、文化等各部を分掌する。
- ⑥ 会計監査 本会の経理を監査し役員会に出席して経理に対する意見を述べるができる。
- ⑦ 名誉会長 名誉会長とは会長経験者をいう。職務は会長の相談に応じ協会運営の全体を補佐する。

## 第5章 組織運営

### 1. 本部

- 第21条 本会の会務を円滑に遂行するため独立した事務所を置き本部とする。
- 第22条 三役会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長を以って構成する。三役会は必要に応じて随時開催する。
- 第23条 役員会は三役と理事を以って構成する。役員会は毎月1回開催を原則とする。
- 第24条 本会には事務局、経理および次の部を設置、主な業務は次の通りとする。
- ① 事務局 各会議の開催連絡、対外接渉、表彰関係、会報作成、日常会務。
  - ② 経理部 収支予算・決算、出納管理。
  - ③ 総務部 会員管理、広報。
  - ④ 技術部 照明技術賞選定、技術教育、名画鑑賞、技術討論会。
  - ⑤ 出版部 原稿依頼、編集、広告募集による「映像照明」の発行。
  - ⑥ 文化部 照明技術賞表彰式、授賞パーティ、親睦会の企画実施。
- 第25条 支部長会議は必要に応じ開催する。
- 第26条 専門委員会、顧問会、維持・賛助会員懇談会は必要に応じ開催する。
- 第27条 事務局に専従者を置くことができる。その雇用、任免、給与等は三役会で協議し、役員会の承認を得る。
- 第28条 事務局の日常業務、運営の細則は別に定める。

### 2. 支部

- 第29条 本会が必要と認めた地域、または企業を単位に支部を置く。但し支部の設置は正会員10名以上により組織するを原則とする。
- 第30条 支部は当該支部正会員中より正・副支部長を選出し、本部に報告する。
- 第31条 支部長は当該支部を統括する。副支部長はこれを補佐する。
- 第32条 支部は毎月1回支部会議を開くことを原則とする。会議の招集・運営は支部長が行う。支部長は役員会に出席し意見を述べるができる。
- 第33条 支部活動は、支部の実態に合わせて行う。但し、統制は本会則の定めに従うものとする。

第 34 条 支部費は、支部の実状に合わせ計上し、本部よりの補助交付は行わない。

## 第 6 章 表 彰

第 35 条 本会は第 4 条②項の定めにより次の表彰を行う。

- ① 照明技術賞 その年間発表された作品中より特に優秀な業績を示した照明技術に対し担当した技師及びスタッフを表彰する。
- ② 協会賞 本会に特に功労・功績のあった個人団体（支部を含む）を表彰する。
- ③ 伊藤幸夫賞

第 36 条 照明技術賞及び協会賞、伊藤幸夫賞の選定に関する規定を別に定める。

## 第 7 章 入会・会費

第 37 条 本会は第 10 条による入会手続き、会費を次の通り定める。

- ① 正会員 入会申込書 1 通 紹介者 1 人（但し正会員に限る）  
会費（月額）1,800 円但し、本部会員は通信連絡費として月額 100 円加算する。  
尚、満 70 歳を越えた正会員は翌年の会費から年額 8,400 円（交通災害共済保険月額 100 円を含む）とする。
- ② 維持会員 入会申込書（1 口 1,000 円）月額（1,000 円×加入口数）円。
- ③ 賛助会員 入会申込書 1 通会費（月額）500 円とする。

第 38 条 新会員の扱いは、役員会が承認した月よりその資格を得るものとし、正会員には会員証を支給する。

第 39 条 維持会員、賛助会員の会費は本部が扱うものとする。

## 第 8 章 共 済

第 40 条 本会の共済は、

- ① 結婚祝金及び第一子出産祝金
- ② 死亡弔慰金（本人及び妻・子・親）
- ③ 傷病に対する見舞金と、また全労済の団体共済に加入することによって死亡弔慰金と交通災害の共済を行う。

第 41 条 この共済は、正会員にのみ適用される。

第 42 条 共済に関する規定は別に定める。

## 第 9 章 会 計

第 43 条 本会の経費は、会費その他で賄う。支出は経理担当理事が管理する。

第 44 条 本会の年間予算の計上は、経理担当理事が作成し総会に文書で諮り承認を得る。

第 45 条 決算は、会計監査の決裁を経て総会に文書で提出し承認を得る。

第 46 条 予算の収支に大幅な変更が生じたときは役員会の承認を得なければならない。

第 47 条 交通費、食事費等、行動費の細目は別に定める。

第 48 条 本会の会計年度は毎年 5 月 1 日に始まり 4 月 30 日に終わる。

## 第 10 章 付 則

第 49 条 本会の解散は、総会において正会員の 3 分の 2 以上（委任状を含まず）の出席を要し、4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

第 50 条 維持会員（代表者及びそれに準ずる者）死亡の場合は、花輪一基（時価）を贈る。また役員が協会を代表して葬儀に参列する。

第 51 条 当協会に関連・関係ある個人、団体の弔慰に関しては、役員会の協議により決定する。

第 52 条 本会則の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

第 53 条 本会細則及び諸規定の変更は、役員会において出席役員の 5 分の 4 以上の賛成を得る。

第 54 条 会員の退会は会長に届出る。会費納入の確認・精算と同時に会員証を本部に返納する。

第 55 条 総会、役員会の議事録、経理収支の原簿は長期保存する。

第 56 条 本会則は、昭和 34 年 4 月 制定

昭和 57 年 5 月、昭和 60 年 5 月、昭和 63 年 5 月、平成 1 年 5 月、平成 5 年 5 月、平成 7 年 6 月、平成 13 年 7 月、平成 14 年 7 月、平成 17 年 6 月、平成 21 年 6 月、平成 22 年 6 月、平成 30 年 6 月、令和 2 年 6 月、令和 6 年 6 月改正。